

原告団

ニュース133号

目次	
・裁判報告	1~11
・川原茂雄氏講演会を聞いて	12
・高レベル放射性廃液の冷却不能事態	13
・大MAGROC集会に参加して	14
・福島県庁前で訴える「海を守って」	15
・最終処分地としない条例制定を求め	17
・核燃を巡る動き	18
・お知らせなど	20

次回裁判 2022年10月7日(金) 午後1時30分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後2時～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表(弁護士) 浅石 紘 爾

第1 最近の再処理情況

1. 再処理工場へのミサイル攻撃

ロシアのウクライナ侵攻からほぼ半年が経ちましたが、一向に休戦の兆しは見え、無事の市民の犠牲が増え続けています。

ロシア軍によるチェルノブイリ原発の占拠、ヨーロッパ最大のザポリージャ原発の攻撃は、県内に多数の軍事施設と原子力施設を抱える青森県民にとって、他人事ではありません。チェルノブイリ原発をロシア軍が占拠した後の管理状況を伝えた毎日新聞の記事は、あらためて原子力施設の危険性と脆弱性を印象付けるものでした。 2020.7.16 毎日新聞

原子力施設(六ヶ所核燃施設、東通原発、むつ使用済燃料中間貯蔵施設)が攻撃破壊されたときの放射能被害は想像を絶するものとなることは言うまでもありません。原子力施設の攻撃は、軍事施設を点的に破壊するのとは比べ物にならない戦術的効果をあげることができます(自軍の被ばくも覚悟しなければなりません)。防衛力が貧弱な核施設をいつでも攻撃すると布告することで、軍事力を行使することなく容易に軍事施設を無力化することが可能となるからです。

原子力施設の中でも、特に目をつけら



ザポリージャ原発全景=同原発のホームページから
2022.3.13 朝日新聞デジタル

ロシア原発を軍事基地化
欧米、「核の盾」と非難

2022.8.5朝日新聞

れるのは、原爆材料であるプルトニウムを製造する再処理工場です。ところが我国の再処理工場に対する外部からの攻撃については、我国の防衛対策は、新規制基準では「故意によるもの」すなわち、軍事的攻撃は除外されているのです。ウクライナ侵攻で頻繁に使われているミサイル攻撃による施設破壊は適合性審査の対象となっておらず、想定外の事態とされています。このような事態は原子力の安全規制の枠外であり、国民保護法などで別途安全対策を取るべきであるとされています。従って、工場を頑丈に造るとか、放射性物質を特別の設備で管理するなどの措置は取られていません。

このような状況下で、国民や住民が自らの安全を守る唯一の方法は、再処理工場を閉鎖して危険な放射性物質（使用済燃料、高レベルガラス固化体、高レベル廃液など）を安全な方法で隔離するしかありません。

2. 遂に起きた重大事故の予兆

(1) 蒸発乾固前段階の事故発生

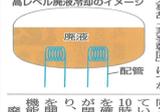
私たちが最も恐れている指定重大事故の一つである高レベル廃液の蒸発乾固前段階の事態が現実になりました。事故の状況は次のとおりです。

高レベル廃液ガラス固化建屋において、7月2日18時50分頃、当直員が安全冷却水B系列（もう一つのA系列は工事のため停止中）の流量が15時31分から低下していることを中央制御室の監視制御盤で確認した。これを受け、当直員が当該建屋の管理区域で安全冷却水の漏えいの有無など原因の調査を実施した。23時43分に供給液槽Bに供給される安全冷却水B系列の仕切弁が閉止していることを確認し、直ちに、仕切弁を全開としたことで、供給液槽Bに供給される安全冷却水B系列の流量が正常に戻り、安全冷却機能は回復した。

供給液槽Bの廃液温度は、安全冷却水の供給が停止していた間、約25℃から穏やかに上昇し約32℃となった。23時44分に仕切弁を全開としたことで廃液温度の低下が始まり、7月3日3時25分に安全冷却水の停止前と同程度の温度（約25℃）となった。

仕切弁閉止の原因は作業員の誤操作と推定されているが目下調査中である。

再処理工場 高レベル廃液



高レベル廃液冷却のイメージ

廃液が冷却管を通る際に、冷却水が循環し、廃液を冷却する。冷却水はポンプで循環し、再び冷却管を通る。この過程で、廃液の温度が低下し、蒸発乾固の前段階に進む。

8時間冷やせず

冷却水配管 仕切り弁閉まる

伊原の再処理工場（6号機）では、高レベル放射性廃液の蒸発乾固の前段階として、約20時間かけて濃縮液をガラス固化体に固化させる。この過程で、濃縮液の温度を一定に保つことが重要である。7月2日15時31分、冷却水配管の仕切り弁が閉止した。これは、冷却水の供給が停止したことを意味する。この事態は、濃縮液の温度が上昇する恐れがある。当直員は、この事態を確認し、直ちに仕切り弁を全開とした。結果、冷却水の供給が回復し、濃縮液の温度も低下した。この事故の原因は、作業員の誤操作と推定されている。

重大事故つながる恐れも

高レベル放射性廃液の蒸発乾固の前段階で、冷却水配管の仕切り弁が閉止した。これは、冷却水の供給が停止したことを意味する。この事態は、濃縮液の温度が上昇する恐れがある。当直員は、この事態を確認し、直ちに仕切り弁を全開とした。結果、冷却水の供給が回復し、濃縮液の温度も低下した。この事故の原因は、作業員の誤操作と推定されている。



高レベル廃液濃縮缶



対策後 当該仕切弁

2022. 7. 19 日本原燃報告書より

(2) 問題点

申請書によると沸騰の発生防止対策としては、内部ループ通水によるとし、その効果がでないときは、直接注水により拡大防止対策を講じるとされています。高レベル廃液の沸騰時間は、使用済燃料の冷却期間によって異なりますが、日本原燃の説明によると下表のとおりです。

下表に、冷却期間の変更前後の代表例を示す。

		冷却期間 4年 (標準燃料条件)	冷却期間 15年
崩壊熱 密度	高レベル濃縮廃液	10 kW/m ³	3.6 kW/m ³
	時間余裕 ^{※1}	約 6 時間	約 23 時間
	不溶解残渣廃液	6.2/2.8 kW/m ³	0.004/0.002 kW/m ³
	時間余裕 ^{※2}	約 2 時間	約 6100 時間
Ru-106	高レベル濃縮廃液中 の Ru-106 総量	3.0×10 ⁶ TBq	1.5×10 ³ TBq

※1 高レベル廃液混合槽 A における沸騰に至るまでの時間 (蒸発乾固)

※2 第 1 不溶解残渣廃液貯槽において気相部の水素濃度が 8% に至るまでの時間 (水素爆発)

「六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性使用済燃料の冷却期間の変更(15年冷却)と安全設計及び安全評価への影響」より(令和元年12月10日日本原燃)

今回は、たまたま沸騰前に仕切弁が開けられ冷却が再開されたことから、沸騰→蒸発→乾固という重大事故に発展することはありませんでした。冷却機能喪失の原因は作業員の誤操作と推定されています。もしヒューマンエラーが原因だ

としても、今回は故高木仁三郎さんが指摘しているように「小さなミスと故障が相乗的に起こり、次第に大事故へ将棋倒し式に発展していくのが典型的な巨大大事故のパターン」でした。

本件は作業員の顕著な教育の訓練不足と安全管理体制の不備に問題があった事故と考えられます。

このような日本原燃の管理能力のなさを看過した審査は原子炉等規制法44条の2(技術的能力)に違反しています。

原因については今後の調査を待たなければなりません。規制委員会の更田委員長は「誤認だろう。しかし冷却が一週間単位で停止しても危険な状態には至らないため、リスクは大きくない」(2022年7月7日 東奥日報)との認識を示したが、あまりにも認識が甘すぎると言わざるを得ません。

高レベル廃液の仕切弁は建屋内に539ヶ所、工場全体で2,500ヶ所もある。仕切弁に目印を付けるという小手先の対策で再発を防止できるとは考えられません。作業員の人為ミスがあっても、これをカバーできるような恒常的なシステムを講じなければ重大事故の防止は不可能です。その意味で今回の事故は再処理工場設計の構造的欠陥に原因があると考えられる余地があります。

3. 26回目の延期と安全対策工事の先送り

再処理工場の完工(本格稼働)は2022年上期(4月~9月)と予定されていましたが、設工認の申請と規制委の審理の遅れから、この時期の完工は物理的に無理であることがはっきりしていましたが、増田社長は、予定変更を口にせず、往生際の悪さを露呈してきましたが、7月29日の記者会見で遂に延期を認めました。完工の目標時期については「2,3年かかるかもしれない」「1年をメドに」と言うだけで、完工時期は「未定」状態です。

その結果、追加の安全対策工事は先送りとなります。その間に必ず起こると言われている大地震、例えば今騒がれている千島海溝、太平洋側海溝地震で六ヶ所村が震度

6強の巨大地震に見舞われたら、運転こそ停止しているものの、工場内の膨大な放射能が事故で外部に放出される危険性は残ります。

保守・管理中でも、ヒューマンエラーで先述のような高レベル廃液の冷却機能喪失事故が起きましたが、運転中に地震の影響で冷却設備に異常をきたして、同様の冷却喪失事故に発展しない保証はどこにもありません。

私たちは、いつ合格がでるかも知れない規制委の設工認審査を待って、事故と心中する事態だけは絶対に回避しなければなりません。

第2 再処理裁判

1. 原告提出準備書面

準備書面(191)

—航空機落下確率評価に関する
適合性審査の誤り—
伊東代理人

法廷での要約を掲記します。

第1 はじめに

この準備書面では、原告らは概ね3つのことを主張しています。

- ① 1つ目は、本件適合性審査では、重量20t、衝突速度150m/sという条件で防護設計が行われていますが、そのような防護設計では、F16の墜落に対する防護設計としては不十分であるということ。



F16戦闘機

その結果として、被告はF16ないしはそれ以下のものの墜落に対しては、1/10の係数を乗じて落下確率評価をすることを前提に適合性審査をしましたが、それが根拠もなく誤りであるということです。

- ② 2つ目は、周辺にある三沢対地射爆撃場（天ヶ森射爆撃場）における訓練飛行年間数万回を現実的に評価すれば、落下確率は基準である 10^{-7} を超え、その結果として被告の防護設計が十分でなく本件再処理工場の変更許可ができないということです。
- ③ 第3点としては 被告の本訴及び適合性審査における姿勢についてです。

第2 既存の防護設計はF16の墜落に耐えられるのか

1. 最良滑空速度について

被告の主張では三沢対地射爆撃場での周回中の航空機が本件再処理工場に墜落する可能性があるのは、エンジンが停止した場合のみであるということを中心に、その場合にはパイロットは最良滑空速度を保った上で脱出すると考えられるとした上で、本件再処理工場への衝突速度の最大値が、最良滑空速度であるかのような主張をずっとしてきました。

しかしながら、原告らはエンジン停止以外の場合も起き得るということを散々主張してきました。

今回問題にするのは、エンジンが停止した場合であっても最良滑空速度にとどまらないということです。要するにエンジン停止の場合に、パイロットが最良滑空速度を維持するようにした後も、航空機には重力による加速が加わりますので、結局地上への衝突速度は、最良滑空速度を超え得ると

ということです。

すなわち被告の主張では、最良滑空速度というのはあくまでもエンジン停止後にパイロットが操作をした段階の話であり、そこでパイロットが脱出した後、そこから更に加速していくので、結局衝突する時は、もっと速い速度になっているということです。

その点において、被告の従来の主張は、ミスリードしているということをも指摘しておきたいと思えます。

2. 初速144m/sのF16の本件再処理工場への衝突速度

その根拠は、我々が単に言っているということではなく、今回出した甲D385号証（飛来物の落下確率評価—初速変動の影響）という資料があります。手書きなので、なんか怪しげに見えるかもしれませんが、これは高レベル（放射性）廃棄物の管理事業についての一次審査の資料として、この裁判の中で開示されたものの中に含まれていました。

表1. サイトへの落下確率密度

衝突速度 限界	サイトへの落下確率密度 ϕ [m ⁻² ・R _r ・ft ⁻¹]			
	① $v_0=137$ m/s	② $v_0=144$ m/s	③ $v_0=144$ m/s	④ = ② + ③
$v_{imp} > 0$ m/s	2.67×10^{-11}	7.37×10^{-11}	4.60×10^{-11}	7.88×10^{-11}
>100	8.40×10^{-11}	7.35×10^{-11}	7.51×10^{-11}	7.75×10^{-11}
>110	8.15×10^{-11}	7.33×10^{-11}	7.43×10^{-11}	7.64×10^{-11}
>120	7.90×10^{-11}	7.31×10^{-11}	7.32×10^{-11}	7.51×10^{-11}
>130	7.29×10^{-11}	7.27×10^{-11}	7.17×10^{-11}	7.25×10^{-11}
>140	6.10×10^{-11}	7.10×10^{-11}	6.55×10^{-11}	6.58×10^{-11}
>150	3.53×10^{-11}	6.31×10^{-11}	4.57×10^{-11}	4.80×10^{-11}
>160	7.64×10^{-12}	3.54×10^{-11}	1.85×10^{-11}	2.05×10^{-11}
>170	3.04×10^{-13}	5.22×10^{-12}	1.57×10^{-12}	2.36×10^{-12}
>180	8.86×10^{-17}	6.78×10^{-14}	2.68×10^{-15}	2.42×10^{-15}
>190	0.	0.	0.	0.

再処理工場の一次資料については、未だに行政庁の方は「存在しない」と言い張って出してこない。補助参加人からは「どの

資料がそれに当たるか特定できない」と、白々しいご回答を頂いて、結局未だに再処理工場の一次審査資料は提出されていません。ただ高レベル（放射性）廃棄物管理事業については「一次審査資料がありました」と言って、この裁判の中で被告側から出てきました。その審査資料の中に、甲D385号証が紛れていたわけです。

初速が144m/sが最良滑空速度であった場合に、結論として衝突する時には、150m/sを超えるものがこの表です。

見て頂ければ分かるように、単位の方は要するに、エンジン停止1回について、かつ施設の面積1 m²あたりについての落下確率ということですが、全体（あらゆる速度の合計＝衝突速度>0m/s）として7.60×10⁻¹¹というのに対して、同じ条件で150m/sを超えるのが4.57×10⁻¹¹ということですので、全体の中でこの150m/sを超えるというものが、実に60%という意味なわけです。

更に160m/sを超えるのが1.85（全体の24%）あります。かなりの割合が実は初速を超えて、更に加速してぶつかるということがわかります。この資料は、三菱原子力工業（三菱アトミックパワーインダストリーズ）が作成し、補助参加人（日本原燃）経由で、行政庁の方に出された資料です。

こういった資料で今言いましたように、三沢対地射爆撃場の訓練コースを周回中にエンジンを停止した場合に、本件再処理工場に落下する飛行機の速度を計算していくと、計算上施設に落下するものの中では60%が150m/sを超え、それから24%が160m/sを超える。更に2%が170m/sを超えるということがメーカー側の計算で出ています。

実際に衝突する場合を想定すると、最良滑空速度は146m/sかもしれないけれども、実際に施設に衝突する時の速度を計算すると、その中では6割以上が150m/sを超える速度でぶつかるということが計算されてい

るわけです。

そういう時に、防護設計を150m/sでやるというのは、殆ど防護設計の名に値しないと我々は考えます。

それからこの最良滑空速度141m/sということも、それが適切かという問題もあります。

16tで計算すると、一応そういった形でF16について重量16tで行くと144m/sということですが、20tでぶつかった場合で評価するという事になっています。これは要するに余裕を見たと言っていますが、準備書面の6頁に、F16の製造元のLockheed Martinのサイトの絵を載せていて、F16はフル装備と言いますか、最大離陸重量というのは21,772kgと書いています。

要するに21.7tが最大離陸重量ですので、フル装備であれば20tを超えるわけです。

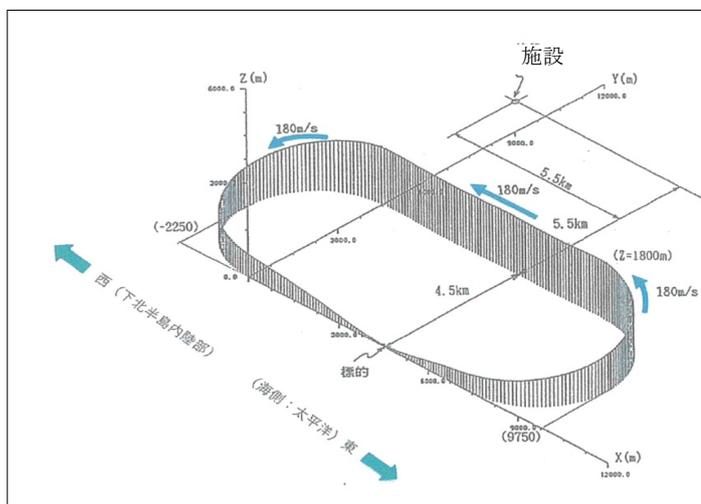
そうしますと、単純に16tで144m/sならば、20tならどうなるかということ、146m/sとなるかと言うと16分の20の平方根なので、結論として言えば、最良滑空速度は161m/sとなるはずで

3. F16の最良滑空速度は144m/sで十分か

20tということ想定して、最良滑空速度を考えるのであれば144m/sでなく、161m/sで考えるべきで、その点でも余裕を見てると称して144m/sというのは、全然余裕でもなんでもなくて、むしろを過小評価ということでもあります。

4. 周回中以外のエンジン停止の場合

下図は訓練コースの図です。



本件施設は右斜上方にあり、かつ周回が反時計回りということが大前提にすると、近い方で標的に対して急降下をする。そこから高度を上げ、この途中でエンジン停止して離脱した場合には、一番施設に行きやすいのは、位置関係から見れば分かる話です。

この解析というのは、高度が低めの所に降下をした後、コース自体はここではZ=1800mと書かれているように、上空では1800mということですが、一遍急降下してから上昇する過程で離脱をするということになりますので、低めの高さでエンジン停止したことを前提に評価をしています。

他の資料を見ると、概ね600mから700mぐらいの高度でエンジン停止したことを想定して計算をしています。

それに対して、重力加速度で加速していった最終的には速い速度になりますので、高い高度でエンジン停止すればするほど、衝突時の速度が上がるわけです。

そうすると、ここでは訓練中の周回コースを低めの高度からエンジン停止することを想定していますが、より悪い想定をしますと、もっと高い高度からエンジン停止をして滑空した場合には、もっと早い速度でぶつかるわけです。また、訓練中に周回中の飛行機というのは、いきなり訓練コースにポンと現れて、終わったらポンと消えるわけではないです。

全国各地の基地から訓練コースまで飛んできて、いきなり沢山の飛行機が飛んでくるのですから、いきなり入れる訳ではなく、上空で旋回しながら待機をして、順番が来たら訓練をして、終わったら暫く待って、終わったら自分たちの基地に帰って行く形になるはずで

そうすると周回中に、恐らくは元々は訓練コースの上限というのは23,000フィート、約7,000mまでの高度がありますので、普通に考えたら訓練の周回よりは、邪魔にならないようにもっと高い所で待っていることが合理的ですが、そういった所でエンジン停止した場合のことは全然

考えられていません。

そのような高い高度で落ちた場合は、もっと早い速度で施設にぶつかることが考えられます。

被告の場合は、甲D53号証では、1,800mから墜落した場合は215m/sとか、23,000フィート・約7000mからでは340m/sとか、これは我々が言っているわけではなくて、一次審査資料に書かれていた数字として出したのに対して、それは日本原燃が架空計算したものであると、被告は言っていますが、そうではなくて、まさに訓練コースを周回する前、後を考えれば、そういった高度で存在するということが当然あり得るわけで、そこも考えるのが本来は当然でしょう。

5. まとめ

- i 普通に考えても、最良滑空速度になったところから初速が加速されていって、計算上はもっと速い速度でぶつかるのがもっと多数であるということ。
- ii それから20tフル装備のF16を考えた場合、最良滑空速度144m/sということは過小評価であるということ。
- iii 周回中以外の状態、周回コースにいきなり現れるわけではなく、当然飛んできたり待っていたりするわけですから、そういう時の落下、エンジン停止で考えれば、150m/sでは効かないということは十分あり得る。

この3つの点で、エンジン停止を考えた場合であっても、150m/sという評価は過小評価であるということを申し述べました。

本件適合性審査は、F16が衝突した場合の防護設計がなされていることを前提に、それ以外のものは1/10の係数をかけてもいいことのように、落下確率の評価基準の方を歪曲をして、そういう特例を設けて通したわけですが、F16に対する防護設計が150m/sの衝突速度の設計でなされている。それに耐えられるという根拠の前提自体が崩れてしまっているのです。そういう形で出された本件変更許可は誤りです。

第3 本件再処理工場の落下確率の総和は 10^{-7} 未満に収まるか

1. 三沢対地射爆撃場で訓練中の航空機の落下確率評価

(1) はじめに

落下確率は、乙E15号証という落下確率評価基準というのがあり、それを用いて落下確率が 10^{-7} を超えることになれば、防護設計をしなければならないという基準になっています。

そのところで、我々の方では、今話題にしました三沢対地射爆撃場が近隣に存在して、周辺空域を年間何万回も訓練機が飛んでいるというところに、評価基準では全国一律の評価をするというのは不合理ではないかという話を元々していました。

それに関連して、落下確率評価基準そのものの中に、こういうことが書いてあります。

「原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が、明らかに他の地域より著しく多くなったと判断される場合は、こうした実際の状況を考慮して、原子炉施設への航空機落下の確率を評価する」とあります。評価してもいいではなくて、この基準の中に評価すると書いてあるわけですね。

そうすると、この条件である周辺に存在する訓練空域の訓練飛行の回数が、明らかに他の地域より著しく多くなったということであれば、それを見込んだ、要するにこの基準自体には書かれていない、それに合わせた実際の状況を考慮した評価をしなければならないわけです。そのことが基準の中に書かれているわけです。

国の準備書面では、何かそうしてもいいということが書いてありますけれども、そうじゃなくて、この部分についてはすると書いてあるわけです。基準自体がですね。

(2) 乙D85号証の評価

そこで先ほど来話題にしました、要するに訓練中の事故に関する評価のところではありますが、これはまさに実際の状況を考慮した航空機落下の確率評価というものを、既に国が出している乙D85号証（訓練中の航空機の事故

について) という、やはり三菱重工が平成3年4月にやった評価が一つです。

それから今回我々の方で出した、甲D385号証の評価、これもさっき言いました三菱原子力工業が作成したのですが、こういうものがまさにこの絵を見ても分かりますように、三沢対地射爆撃場の訓練コース周回中にエンジン停止した航空機を前提に落下確率を評価しているわけです。

その評価の結果はどうかというと、まず乙D85号証、これは被告の出している証拠ですが、計算は色々ありますが、最終的にはこれの22頁の所に、先ほどと同じように、要するにエンジン停止1回あたりでかつ1㎡当たりの確率密度というものを、こちらの方の被告が出してきた資料で見ても 5.2×10^{-11} という確率です。これに事故発生率と飛行回数、F16が10万時間あたり何回故障、エンジン停止するか、それから飛行時間、飛行回数は訓練飛行の回数で、これをかけたものがこの乙D85号証の計算でも 1.0×10^{-10} 。これは施設1㎡あたりに、施設の面積をかけるということになるわけです。

この施設の面積は、被告の主張でも、本件再処理工場の標的面積の一番大きいのは、ウラン・プルトニウム脱硝工程で、 0.034 km^2 。言い換えれば、4万3千㎡ということですよ。

被告が出している乙D85号証の評価 1.0×10^{-10} に、4万3千を掛けますと、 4.3×10^{-6} 。要するに 10^{-10} に対して、43倍という基準を大幅に基準を超えたものになるわけですね。

その実情に合わせて評価をすればそれだけでも落下確率は 10^{-7} を大幅に超えてしまいます。

ちなみに甲D386号証でさっきF16の事故率でありまして、乙D85号証では、ちょっと古いデータで27頁とか、いくつか出ていますが、念のために我々の方で最新のデータ、まさに1ヶ月前のデータを出して、直近10年で平均しても1.8倍ということになります。それを使ってやっています。

日本語訳は出しませんでしたでしたが、要するにF16の飛行中の事故の履歴、10万飛行時間あたりであり、この中のクラスAという

事故は、先ほどの被告の資料でもAクラス事故と書いていますけれども、クラスAの方の割合を見てももらいますと、勝っているということでもあります。

(3) 甲D385号証の評価

被告は、 $20 \text{ t} \cdot 150 \text{ m/s}$ の防護設計をしているものは事故の係数を低くしていいんだと言っていますが、先ほどの甲D385号証の評価では、初速が 144 m/s の場合であっても、先ほど言いましたが 150 m/s を超える衝突速度でもです。落下確率は 4.57×10^{-11} ということになります。

これをベースに、先程と同じように、10万時間あたりの事故率と訓練飛行回数というものを掛け算して、かつエンジン停止に限れば4割ということと考えた場合にですね、そういった場合でありまして、結局のところ、これの一番低い数字を見ましても準備書面の12頁に書いてありますが、 2.8×10^{-7} で、やはり 10^{-7} を超えるわけです。

そういう意味で、落下確率の評価基準は、こういった訓練飛行回数が、他よりも著しく多くなっている。他の地域より明らかに多くなっていると判断される場合については、実際の状況を考慮した確率評価をしようと言ってますから、それをやった場合には、それだけで 10^{-7} を超えてしまうということであり、まさに乙E15号証の落下確率評価基準に書かれているように、ちゃんと考えて適応すれば、本件再処理工場への落下確率というのは、基準である 10^{-7} を超えているということです。

2. 他の航空機の落下確率評価

更に訓練中以外のものを足して落下確率を算出することが合理的であり、そうすると確率はさらに増えます。

とにかく、落下確率評価基準が要求している、「原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなったと判断される場合は、こうした実際の状況を考慮して原子炉施設への航空機落下の確率を評価する。」として、どこまで正しいか分からないけれども、

既にやっってるわけです。やられたもので評価すれば、低め低めに計算していった場合でも、10⁻⁷を超えています。

本件再処理工場は、落下確率評価基準上、防護設計、それは先ほどの衝突速度150m/sの既存のものでは足りずに、それを越えた防護設計を求めなければならない。それにも拘わらず、それを求めずに、被告は適合性審査を合格させて変更許可していますので、それは誤りであるということです。

第4 被告の審査の不公正さ

1. 全国平均を用いていること

そして3点目です。被告の本訴及び審査に対する態度のことです。

本件再処理工場は、周辺に三沢対地射爆撃場があるので、年間数万回にわたる訓練飛行が行われています。自衛隊機または米軍機の落下事故評価を全国平均で行うことは不合理であると主張したことに対して、被告は何と言ったか。この準備書面の表現をその読みますと、「本件再処理施設又は周辺上空における訓練中の自衛隊機または米軍機が落下した事例は過去20年間に1件も存在しない。そのため、本件再処理施設周辺に限ってみれば、事故率を『0』にすることも考えられなくはないところ」保守的な評価をするために全国平均を使うと、こういうことを準備書面で言ってます。私は率直なところ、これを見た時に目を疑いました。皆さんもご存知の通り、福島原発事故の前、原発地域に波高 10mを超える津波は千年以上来てなかった。福島原発を作った後に、貞観津波の知見が明らかになってきましたが、貞観津波を見ても1100年前、平安時代なんです。そういう意味では、新しい知見でも、福島事故前は1000年以上10m以上の津波が来てなかったわけです。

だから東電の方は、地震調査長期予測推進本部の長期予測で、大地震・大津波は来る危険性がありますよと言われても、それは現実的ではないと言って津波対策を怠ってきたがために福島原発事故は起こったわけです。

被告・規制委員会は、その福島事故を再発させないために、その反省のもとで作られたわけです。その被告が、たかだか20年

間、たまたま事故は起こらなかったから、周辺上空で年間数万回も訓練飛行がなされているこの再処理施設について、他の地域より安全だとか、それを理由として事故率をゼロと評価することも考えられるなどと言ってるのです。

原子力規制委員会設置法は、「原子力の利用の上で、事故の確率を常に想定し、その事故を防ぐために最大限かつ最善の努力をしなければならないという認識に立つ」ことを宣言していますし、被告のサイトに掲載されている組織理念では、「原子力規制委員会では、東京電力福島原子力発電所の事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないため、そして我が国の原子力規制に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に原子力の安全管理の立て直しをして、原子力の安全文化を確立すべく設置された。原子力に関わるものはすべからず高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。我々はこれを自覚し、絶え間なく努力することを誓う」と、今でもホームページに書いてあります。

ここに書かれてるような、被告が設けられた経緯、目的、組織理念と周辺で現実に行われている施設について、たった20年間事故がなかったから、ほかの地域より安全だなどと言う姿勢との落差が余りにも大きいと私は考えています。

裁判上の主張であっても、このような意識でいる者が、福島原発事故後の原子力行政を担っているということに、原告ら代理人として慄然とした思いにかられています。

2. 再処理工場の特徴

再処理工場の特徴は、原子炉と違って高温・高圧ではないので、直ちに放射線障害や事故を及ぼす事象は、原発よりは総体的に低いというふうに被告は主張しています。

原子炉の場合は、燃料が焼き固められ、燃料被覆管に入れられ、分厚い圧力容器に入り、鋼鉄製の格納容器で囲まれ、そして

建屋があるという、5重の壁が用意されていません。

ところが再処理工場では、再処理のために燃料被覆管もペレットも全部溶かされて、溶液状。溶液状というのは非常に漏洩しやすい形態で最初から扱ってるわけです。

圧力容器も格納容器ありません。普通のそんなに分厚くない配管とか容器、あと建屋だけという2重もしくは1.5重ぐらいの壁しかないわけです。航空機事故でそれが破られてしまったら、元々液体状ですからすぐに発散するわけです。

原子炉の場合は、炉心溶融が起これなければ、基本的には放射性物質が燃料被覆管の中にあるので、大量漏洩はしないし、炉心溶融を起こすまで時間があり、それを止める対策をする余地があるわけです。

ところが再処理工場は、航空機落下で建屋が大規模損壊したら、いきなり放射性物質が漏えいするわけです。そういう意味で、むしろ漏えいに対するタイムラグとか、時間的猶予というのは再処理工場の方がいいわけです。

被告はそういった面を一切触れずに、原子炉に比べて危険性が低いとか、そういうことしか言わないところに、被告の偏頗で不公正な姿勢が現れているということです。

3. 日本原燃の虚偽の評価を看過

落下確率の評価で用いる事故が評価基準で直近の20年と言われているのに、直近20年でない期間の事故を用いて補助参加人が低めの過小評価をしているのに、それについて、適合性審査では誰一人指摘もしなかったわけです。

それについて、原告らが2018年3月18日付の準備書面で間違いを指摘したところ、慌てて補助参加人の方で、正しい事故を使って落下確率を少し上げて、 9.0×10^{-8} ということをして再評価をしたわけです。それに対して被告が何を言ってるかということ、「修正されてるからもういいじゃん」。確かに結論として修正はされたけど、我々の問題にしてるのはそこではなく、誤りというか原燃の不正な計算が、被告の指摘によってではなく、原告らの裁判上の指摘によって初めてなされたということ

が問題なのです。我々がそれを指摘しなかったら、この点が是正されないままで適合性審査が通っていた可能性が高いわけです。出された後、ずっと8か月余り誰も何も言わなかったわけです。これに被告が気付かなかつたら能力の問題ですし、気付いていたけれども、原告らが言われなければ黙認しようとしたとすれば、規制の意思の問題です。

他にも色々見過ごし、黙認があったのではないかということをお我々は問題としてるし、そのことがまさに問題なわけです。

4. F35の事故を無視

それからF35については、我々が2点言ってます、2019年4月9日に三沢基地所属のF35が海に墜落した事故があって、その2週間後の4月23日に、まさにこの航空機落下に関する適合性審査をやっているのに、誰一人F35について質問も言及もしない。

それに対して被告は何と言ってるかというと、「その事故は海上に落ちたので、審査対象ではない」からだ。

審査対象でなくても、再処理工場の航空機落下確率の適合性の審査をしてる時に、つい先日、しかも隣の三沢基地所属のF35が墜落したことについて、審査において誰も触れない。これは我々には意図的としか考えられないし、あえて避けてる極めて不自然なことです。

それから旧科技庁は、安全審査が通った後に、三沢基地に配備された戦闘機F4EJ改についても評価を求めていたのに、原子力規制委員会は、今やF35が三沢基地の主力戦闘機になってますが、その再評価を命じない、むしろ頑なにそこを避けています。基準を変えてまでやらなくてもいいと言ってます。

そういった意味で、まさに規制委員会というのは、国会事故調から「事業者の虜」と言われた福島原発事故前の規制当局でさえ再評価を命じたのに、それさえもやらない。むしろ事業者の虜であった規制当局よりも安全性を守る気がない、より後退した組織であると考えられます。

5. 1/10の係数の不合理性

1/10の係数を用いることですが、もともとこの落下確率評価基準（ZET15号証）では、有視界方式の民間航空機について、対象航空機

の種類による係数を用いる方法を使っています。しかし、米軍機・自衛隊機についてはそれはやってないわけです。

要するに、一部のものには設けていて、かつ一部のものには設けてないということです。

それを勝手に、本件再処理工場については、米軍機・自衛隊機についても、F16以下については1/10に変えていいと変えているわけです。

評価基準の中で、小型機に1/10を掛けている理由としては、戦闘機や旅客機に比べて機体重量は軽く飛行速度も遅いため、衝突荷重が小さく、衝突面積も小さくなるということが乙D15号証の解説に書かれています。

要するに、理由としては、小型機であり、重量も軽く、飛行速度も遅く、しかも滑空速度じゃなくて、巡航速度、通常速度、まさに56m/sとか65m/sとかの例が示されています。かつ断面積も小さいなど。

そういう理由があるから1/10でいいと言っているわけです。F16が他の戦闘機に比べて機体重量が特に軽いとか、特に遅いとか、特に小さいわけではないのですから、「対象航空機の種類による係数をかける」ということを基準は想定されてないわけです。

かつ基準自体だけではなくて、それを審議した原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会の議事録甲D387号証で提出していますが、その審議でも、甲D387号証の9枚目のところに、1/10かけてるのは戦闘機は旅客機に比べて桁違いに小さいということが、2回繰り返された上で、「戦闘機と旅客機の区別はしておりませんで、こちらの方は通常の評価をする。」「通常は、こういう係数を掛けずに通常の評価をします」ということを審議の中で言っています。

そういうことから考えても、戦闘機について対象航空機による種類による係数をかけるということは、評価基準を作る時には想定されていなかったわけです。そういう経緯及び評価基準の趣旨から考えて、今回被告が本件再処理工場についてだけ、F16以下のものについては1/10係数をかけるという特別の決定で行ったということで、変更許可というのは誤りであります。

以上

2. 被告・参加人の対応

(1) 被告規制委員会が準備書面(5)

(地質・断層・地震関係)を提出。

これまで、原告らが主張してきた六ヶ所断層、大陸棚外縁断層の存在に対する反論です。

(2) 参加人・日本原燃が準備書面(2)を提出。

原告ら主張の火山の危険性に対する反論です。

(3) 次回以降も原告ら準備書面に対する反論を提出する予定。

3. 次回裁判の日程

今回は、2022年10月7日(金)午後1時30分から進行協議、2時から口頭弁論です。

原告団からは、「世界の再処理の潮流と現状」の準備書面、その他を提出予定です。多数の傍聴をお願いします。

次々回は2022年12月23日(金)の予定です。

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

2022年度の総会を開催します。

2022年9月17日(土)午後1時30分～

オンラインでの開催

◆Zoomアドレス(10分前に入れます。)

[https://us02web.zoom.us/j/85673196053?](https://us02web.zoom.us/j/85673196053?pwd=L3MrS0ttWGIZp0VWorR0VVSjladz09)
pwd=L3MrS0ttWGIZp0VWorR0VVSjladz09

ミーティングID: 856 7319 6053

パスコード: 054470

会員・サポーターの皆様には、議案書を原告団ニュースと一緒に送りました。一読頂き、ご意見をお寄せください。

参加できる方は、メール・電話での申し込みをお願いします。参加できない方もメール等でご意見をお願いします。

「最終処分法」が諸悪の根源

川原茂雄氏の講演会を聞いて

八戸市 原告 三笠 朋子

2020年10月から、原告団が事務局となって、「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める署名運動を展開してきました。

青森県に高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）が搬入されて、安全協定上の最大一時保管期間50年の半分・25年が既に経過してしまった今、国の試算でも、仮に最終処分地が確定したとしても完成までには30年程度かかるとされていることを考えると、このまま留め置かれてしまうのではないかと云う不安がどんどん大きくなってきます。

そんな中、5月28日に「3・11」を契機に北海道を中心に「核ゴミ出前授業」を続けてこられた川原茂雄氏の講演会を聴くことができました。演題は「北海道における核ゴミと処分場問題のゆくえ」。ご存知のように2020年に寿都町と神恵内村が核ゴミ最終処分場の文献調査に手を挙げました。しかしその40年も前、1980年に下川町の廃坑予定の三菱銅山に、高レベル放射性廃棄物を廃棄する計画が浮上しました。しかし町長・町民を挙げての反対に頓挫し、下川町は現在「平成29年度第1回ジャパンSDGsアワード」を受賞したり、バイオマス発電に取り組んだり、全国でも一目置かれる町へと成長しているそうです。一方1982年に幌延町長が放射性廃棄物施設の誘致を表明し、「幌延深地層研究センター」が開所され、20年間に交付金30億円、固定資産税20億円が落ち（支給）しましたが、人口減少・過疎化には歯止めが掛からないようです。幌延町の動きに危惧した道民たちが2000年10月に制定したのが、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」なのです。これに法的拘束力はあるのか？「・・・特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたいことを宣言する。」という微妙な表現ではありますが、これがある以上、知事は受け入れることは出来ないそうです。

受け入れるためには、条例を変えなければいけない。しかし道民の世論は、それを許さない。素晴らしいですね。現在、寿都町などの周辺町村4か所で「核抜き条例」が制定され、これをもっと広げていくように川原氏たちは動いているようで、また北海道知事への要請署名をしています。これは何かに反対ではなく、放射性廃棄物施設の誘致に異を唱える知事を応援しますという署名だそうです。長年に渡って、様々な苦難・困難に立ち向かいながらも、「放射性廃棄物は持ち込ませない」という民意を持ち続けている道民の粘り強さ、戦略的な活動をお手本に、青森県民の世論を今一度、盛り上げていかなければならないと強く思いました。そのために条例制定は有効な手段であることも、しっかり納得できました。

そしてもう一つ、大事なことを教えていただきました。再処理の仕組みや危険性を学ぶだけでなく、2000年制定の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（最終処分法）」が諸悪の根源であり、これを詳しく知って廃案にする必要があると。

また最後に力強く訴えられました。まずは全ての原発を廃炉にし、再処理と核燃料サイクルを止め、そのうえで核ゴミの処理について考えるべきだと。そのために全国で連帯しよう。

私は今回、自宅でZOOMでの参加だったので、講師の熱意をしっかりと感じる事ができ、最後まで目が離せずにいました。原告団のHPにある資料の中で、講演の動画を見ることができますので、是非ご覧下さい。



川原先生を囲んで・講演会終了後

高レベル放射性廃液の冷却 不能事態

事務局長 山田清彦

日本原燃は再処理工場で起きる代表的事故を、「高レベル放射性廃液の沸騰・乾固」としています。

高木仁三郎さんは、そのことを沸騰・爆発と称し、1m³の廃液が環境中に漏れただけでも大きな被害が及ぶと教えてくれました。

その高レベル放射性廃液が、六ヶ所再処理工場には約211m³貯蔵されていますが、貯槽は12個用意されています。その一つの貯槽で、「高レベル放射性廃液の冷却停止が8時間だった」と7月4日のデーリー東北が記事にしました。

7月2日の15時31分から冷却が停止し温度上昇。これが復旧したのは翌朝3時20分ということで、管理ができなかった時間は12時間あったということです。

なお、7月20日に市民団体として交渉に行き、8月5日にも他団体との交渉に参加したが、広報担当の者が言うには「裁判を争っている原告団の山田がいるということに対して、（広報担当者が会社の上の方針として）、裁判にかかわっている人と話をするな」との指導が出されているようでした。

これは電源開発方式であります。「4・9の反核燃の日全国集会実行委員会」や「大間原発訴訟」の申し入れで、要請文を提出しに行っても「裁判に関わっている人とは話をしない」ということで、裁判に参加してない人とお話をする。こんな状況があったわけで、それを踏襲するのが実態でしょう。

過去にも、敷地内見学を事前に申し込みをした原告団に対し、直前になって見学が断られたことがありました。

それ以外では、申し入れには応じる姿勢を示してきましたが、昨年11月から裁判の参加人として日本原燃が裁判に参加したので、そういう場所ではかお話ができないという趣旨の話をしていました。

つまり市民団体として話をしたいと言うのであれば、いわゆる原告団の方は入らないよ

うにという話しぶりでした。

2つの交渉に参加しましたが、今回の高レベル放射性廃液の冷却不能トラブルがなぜ起きたのかということ、安全対策上貯槽に冷却装置2つが組み込まれている。この装置内を冷たい水が流れるようになっていて、冷却を維持しています。その冷却装置の予備装置を着けることとなったので、その装置を着けるための溶接作業をするに当たって、A系を閉じていたのに、操作を間違えてB系を閉止して、冷却を維持できない状況になったというわけです。

しかもこの予備の安全対策工事は全部の貯槽（全部で12あり、その一つは常時空で運用）で行われているようで、これが完了しないうちに竣工はあり得ないでしょう。

ただし、日本原燃の出した7月19日の報告書では、この誤操作をした人を特定出来なくて終わりました。

同じ日にむつ市役所では、むつ市長、大間町長、東通村長、六ヶ所村長がエネルギー省職員と、「国からどうしたらお金を引き出せるのか」の話し合いの最中に報告があったというのでした。

原告団としては、なぜそのようなことが起きたのか、特に何が問題だったのかをまとめて、10月の裁判に準備書面を出すために検討会を始めています。

今回の誤操作原因が、「暗くて見づらい場所だった」と日本原燃は言いますが、設置されたのが2006年の3月以前なので、既に16年以上運用されています。その間に、問題トラブルが発生しなかったかが疑問として残ります。

問題をしっかりと追求しておかなければ、次の事故を引き起こしかねないので、慎重に構えて考えなければいけないということを改めて思った次第であります。

第14回大MAGROCK集會に参加して (7月30・31日)

事務局長 山田清彦

今年は新型コロナの第7波ということで、参加者が少なかったように思います。それでも、2日目の大MAGROCKと第14回大間原発反対集會には約200名が参加し、多くの方から発言がありました。

開催場所は、「大間原発に反対する地主の会」の所有地で、ステージを作り直したので資金集めに苦労しているようです。

新たなステージは、手入れをすれば10年は持つらしいのですが、10年先まで反対運動を継続すると考えるのではなく、フルMOXの大間原発反対運動を強化するのを実感しました。

9月から原発建設を再開するらしいことが報道されていましたが、このまま建設が再開されるとは思えません。というのは、電気新聞が4月に、「原子力関連の職業人が減っている」という報道をしました。原発の運転は減っていますし、廃炉に向かう原発も増えています。「3・11」の福島原発事故から11年も経つ中で、わざわざ大間に来て、世界初のフルMOX原発の仕事に就くという方が、多数いるとは思えません。ですから、2028年の竣工は無理そうに思います。

大間原発反対集會は、YAMさんと中道雅史さんのコールに始まり、よねざわいずみさんの開会挨拶でスタートしました。

その後は、3分間スピーチとなり、佐藤亮一さん、竹田とし子さん、今村修さん、中野宏典さん、黒田節子さん、土屋聡さん、山本礼治さん、織田祥子さん、藤井俊宏さん、栗橋伸夫さん、紺屋克幸さん、道畑克雄さん、奥村榮さんと発言が続きました。

集會アピールを採択したあと、青森市浪岡の古村一雄さんによる集會宣言で終了しました。

その後デモ行進に移行。大間町内を回り、フェリー乗り場を過ぎて、デモ解散地帯までの約2kmのデモを終えました。

青森は雨風の日が続いていましたが、30、3



1日は珍しく天気が良くて、思わず帽子を忘れた私などは日に焼けてしまいました。

今回、大MAGROCKでは初めての企画として、マイクロバスで「下北原子力半島ツアー」を行い、私がバスガイドをしました。

30日朝、八戸駅前を出発し、米軍三沢基地を見て、天ヶ森射撃場、六ヶ所原燃PRセンター、東通原子力発電所PR館「トントウビレッジ」、むつ市のリサイクル燃料備蓄センター、むつ浜の家、そして大間町総合開発センターに行き、「大間でTalkNight/2022大間で自由にみんなで語ろう#5」に参加。

男性陣が海峡保養センターの夕食会場に着いたのは19:40分頃、女性陣は、風間浦のホテルで、更に遅くなったようです。

31日は、「あさこハウス」のカフェに寄って、大間原発を高台から見学。そして大MAGROCKの2日目と大間原発反対現地集會に参加。

デモ終了後、大間から八戸駅前まで4時間の移動でした。

1日目は、マイクロバスには音響設備がなかったので、主催者が持ち込んだハンドマイクを使って、高レベル放射性廃液の冷却不能トラブルについて説明し、同様のトラブルが何時でも起き得ると、背筋が凍る話をしました。

また、「むつ浜の家」では敷地奥まで案内し、かつては原子力「むつ」への抵抗運動をしたことも紹介しました。

福島県庁前で訴えよう！

「内堀知事、みんなの海をまもって！」アクションへ参加



原告 三沢市在住 伊藤和子

福島県知事に汚染水海洋放出のための工事の事前了解をしないで欲しいと訴えるアクションを「個人個人が集まる場」ですと呼びかけがあり、県庁前のスタンディングが行われました。福島や県外から100人超えの参加がありました。

私も久々の遠出。八戸駅から新幹線に乗り、仙台駅乗り換えの福島駅着は初めてで、暑い一日でした。

この日6月21日は県議会の初日で、「内堀知事はみんなの海を守ってください」、「内堀知事は海の生き物を守ってください」、「県議会議員のみなさん、福島の海を守りましょう」と参加者は声を大にして訴えました。



最初に、呼びかけ人の一人である武藤類子さんが「処理汚染水には、多くの放射性物質が含まれています。海水で薄めて濃度の基準を守って海に流すと言っていますが、総量の規制はありません。様々な人々が海に流さない方法を提案しています。

海は世界とつながっています。海は私たちだけの物ではありません。内堀知事は海洋放出を止めることができます。東電から出されている『事前了解願ひ』に了解しなければよいのです。どうか私たちの声を聴いてくださ

い。みんなの海を守ってください。事前了解をしないでください」と訴えました。

帰還困難区域に指定され続けている浪江町・津島地区から避難した三瓶さん「私には子、孫がいます。私たち大人が子供を守らないでどうするのだろう。皆さん考えて下さい。国策と言われた原発事故も国には責任がないと司法が判断する。

海に流すことで将来、子や孫に健康被害が出ないなどは誰も分からない。最終的には、国は再び最高裁判決のように逃げるに違いありません。内堀知事、県民のいのちを子どもたちを、どうか守ってください。私たちは国から見放されました。福島県は私たちの訴えに寄り添ってください」

三春町からの参加者は「・・・知事や県議会がやるべきことは海洋放出を認めることではなく、地下水の流入をきちんと止めさせることではないか」と。

「この間の国や東電の振る舞いを見ていると『安全基準は守ります』だとか『希釈して海に流すから大丈夫』などと言っていること信頼できないんです。それが反対する第一の理由です」等々、参加者からのスピーチ、参加できなかった方々のメッセージが読まれました。

合間合間にはシュプレヒコールと歌で「内堀知事、県議会議員」に訴え続けました。

山形からの参加者は、3・11事故当時福島の高校生だった方の詩を読み上げて訴えました。

『「サンテンイチイチ、たった八文字の言葉がどれくらいのを奪っただろう・(略)・・・手のひらからこぼれたもの、もうもどってこないのですか 手のひらから消え去ったものはもうもどってこないのですか 手のひらに残ったものを、もう失わないように手をつなごうよ (略)・・・今立ち上がり 前をむけ 手をつなげ これが私の第1歩」諦めず前を向く子どもたちに、その先どんな未来を残し

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める

署名活動等へご協力ありがとうございます。

9月21日に請願書提出の運びとなりました。



2020年8月『「青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地としない条例」制定を求める県民の会』が結成されて、2年が経ちました。

原告団で事務局を担うことになり、代表、事務局を中心に取り組んできました。

原告、支援者の皆様には何度にもわたり署名収集活動にご協力いただき本当にありがとうございます。

ようやく、9月21日に青森県議会議長に「条例制定を求め、請願書」署名簿を添えて提出する運びとなりました。同日、青森県知事にも要請することになっています。

結成当時からコロナ感染の波の中で、街頭訪問、対面での署名活動が思うように出来ない状況下、会議もオンライン、講演会も延期や中止など、思うような署名集めができず、残念です。

しかし、この署名運動を通じて、反核燃・脱原発の想いで一致した会員相互間の理解と志が深まったことは、大きな成果であったと思います。

原告団では、街頭署名と原告団ニュースでの署名依頼により、全国からの署名が寄せられたことや、最近、新たな団体から問い合わせもあり、一定の成果はあったと思います。

また、「原子力資料情報室」や「美浜の会」「ストップ・ザ・もんじゅ」などにもお願いし、それぞれのニュースに署名用紙を同封してもらいました。

原告団として、新たな団体・個人の皆さんと更に繋がりができたことは、運動の成果の一つと考えます。

県民の会で、今年5月に

『**原発・核燃に頼らない暮らしをつくる**
「プランを提案」』

『**子どもたちに負の遺産を残さない**』



冊子を発行しました。

県民の会のメンバーが、持続可能な地域をつくるために、仕事やライフワークを通じて得たこと、学んだことを、原発・核燃に頼らない青森県をつくるための「プラン」として書いたものです。

はじめての試みであり、時間に追われながらの作成でした。まだまだ「プラン」はたくさんあると思います。これをきっかけに、いろんな方面から意見や実際に取り組んでいることが声として上がり、更に地域内をより活性化することに繋がっていくことを願います。

「プランを提案」の冊子をご希望の方は事務局にご連絡下さい。

県民の会 事務局 伊藤和子



青森県特産

六ヶ所核燃などを巡る動き

2022年

- 4 12 脱原発政策実現全国ネットワーク：省庁交渉を開催。
- 13 なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク：国や東京電力などに対し、福島第一原発事故によるトリチウムを含む処理水の海洋放出について、計画の中止と汚染水対策の抜本的な見直しを求める抗議文を提出。
- 14 東北電力沼畑秀樹青森支店長：2024年度の安全対策工事完了を目指す東通原発について、「目標達成に全力を尽くす」と強調。
- 15 原子力規制委員会：福島第一原発処理水の海洋放出の安全性を確認する審査をほぼ終了。
- 15 止めよう再処理！百万人署名：528,278筆の署名を経産大臣と原子力規制委員長に提出。
- 16 止めよう原発首都圏集会：約3000人が結集し亀戸で開催。
- 18 むつ、大間、六ヶ所、東通の4市町村長：萩生田経済産業大臣に対し、核燃料サイクル推進や立地地域への財政支援をオンラインで要請。
- 22 日本原子力研究開発機構：廃炉作業中の高速増殖原型炉もんじゅの原子炉内にあった核燃料計370体の取り出しを終えたと発表した。
- 24 原告団：事務局会議を開催。
- 25 原子炉規制委員会：MOX燃料加工工場の安全対策工事に向けた設計認可の審査会を開き、重大事故対処の前提となる日本原燃の耐震設計方針を了承した。
- 26 原告団：弁護団会議を開催。
- 27 日本原燃の増田社長：定例会見で再処理工場の安全対策工事に向けた設計認可を巡り、4月としていた初回分の補正書提出が5月にずれ込むと明らかにした。
- 28 原告団：事務局会議を開催。
- 5 2 電気事業連合会：原発事故時に作業員の初期治療や健康管理に当たるための発電所に派遣される医師は、全国で3人とどまることを取材で答えた。
- 3 東北電力：管内の再生可能エネルギー事業者に対し、一時的に発電停止の出力制御が相次ぐ。
- 10 原子力規制委員会：使用済燃料中間貯蔵施設（むつ市）の安全対策工事に向けた設計認可の審査会合を開催。事業者のリサイクル燃料貯蔵が最終申請に盛り込んだ内容を了承し、設工認に関する議論が実質的に終了した。
- 11 原子力資料情報室：六ヶ所村内4か所で放射性物質の監視を開始。
- 15 原告団：運営委員会を開催。
- 18 原子力規制委員会：福島第一原発の処理水海洋放出計画を審査した結果、安全性に問題はないとする審査書案を了承した。
- 19 原子力規制委員会：再処理工場の設工認の審査会合を見送ると発表。日本原燃の準備作業遅れ。
- 21 共同通信：ロシアによるウクライナ侵攻で運転中の原発が攻撃されたことを受け、日本国内の原発防護態勢防護体制に対する考えを、立地する青森など13道県と原発を持つ電力11社に取材した。原発の安全対策が武力攻撃を想定していない現状について、ほぼ全ての道県が国で検討すべき課題だとの考えを示した。
- 25 原子力規制委員会の更田委員長：定例会見で、日本原燃が2022年度上期とする再処理工場の完成目標について「現実的ではない」と述べ、改めて達成は難しいとの見方を示した。
- 26 原告団：弁護団会議を開催。
- 26 「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める県民の会：「原発・核燃に頼らない暮らしをつくるプラン」と題した冊子を発刊し、青森県知事・副知事に寄贈。地域資源の活用や地域内経済循環による原子力からの脱却を求めた。
- 28 「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める県民の会：核ゴミ問題を考える北海道会議・川原茂雄氏事務局長の「北海道における核ゴミと処分場問題のゆくえ」と題した講演会を開催（青森市）。
- 31 札幌地裁：「津波に対する安全性の基準を満たしていない」などとして、現在定期検査中の3機の運転差止を命じた。
- 6 7 日本原燃：MOX燃料加工工場の詳細設計の認可をめぐり、補正書を原子力規制委員会に提出した。4分割の初回分で、規制委の理解を得られれば認可となる。
- 8 原子力規制委員会の更田豊志委員長：定例記者会見で、東北電力東通原発1号機の安全審査が長期化している要因について、「女川と東通に対する東北電の戦力配分の問題に尽きる」との見解を示した。東通原発は2014年6月の審査申請から8年となる。
- 8 米海兵隊の輸送機MV22オスプレイ：米カリフォルニア州南部の砂漠で墜落し、4人が死亡。

- 11 防衛相：全国で立地が進む風力発電設備が、ミサイルなどを感知する自衛隊のレーダーの障害となることが分かり、事業者に計画の変更を要請していた。
- 12 原告団：事務局会議を開催。終了後街頭宣伝と署名集め（八戸市）。
- 12 六ヶ所村町選挙投票 戸田衛氏 3 戦を果たす。戸田氏 4,773 票、山田氏 246 票。
- 15 日本原燃：ウラン濃縮工場の隣接地に増設する廃棄物建屋（運転、工事で発生するゴム手袋など、比較的放射能レベルが低い廃棄物）について、原子力規制委員会から設工認を受けたと発表した。8 月に工事を開始し、2023 年度の完成を目指す。
- 17 核燃裁判：再処理準備書面（191）「航空機落下確率評価に関する適合性審査の誤り」を提出。
- 24 使用済燃料再処理機構：事業を委託する再処理工場の総事業費が前年より約 100 億円減り、約 14 兆 4300 億円になるとの試算を公表。
- 24 原子力研究開発機構：新型転換炉ふげん（福井県、廃炉作業中）の使用済燃料の再処理契約をフランス企業と結んだと発表した。取り出したプルトニウムはフランス側に譲渡する。契約は燃料の輸送と再処理で同機構は約 350 億円を支払う。高レベル放射性廃棄物は返還輸送される。
- 26 原告団：事務局会議を開催。
- 7 2 日本原燃：再処理工場にある高レベル放射性廃液ガラス固化建屋の廃液貯槽で、約 8 時間にわたり冷やせない状態になるトラブルが発生した。
- 6 原子力規制委員会の更田委員長：定例会見で、再処理工場で 2 日に発生した高レベル放射性廃液貯槽が一時冷却できなくなったトラブルの原因について、複数ある冷却水設備の系統を誤認したことにより本来閉じておくバルブを開いてしまった可能性が高いとの見方を示した。
- 8 安倍元首相：参議院議員選挙の街頭応援演説中に撃たれ死亡。
- 9 青森県：原発や核燃料サイクル施設の立地に伴う電源三法公寿金の 2021 年度の交付実績を公表した。県内への交付が始まった 1981 年度以降の総額は 3,815 億 1,289 万円となった。
- 12 日本原子力研究開発機構：東海再処理工場で、高レベル放射性廃液のガラス固化再開。
- 12 内閣府：2021 年末時点で国内外に保有するプルトニウムを 45.8 トンと発表した。
- 14 岸田首相：冬の安定的な電力供給のため、原発を最大で 9 機稼働させるよう指示したと表明。
- 15 原告団：弁護団会議を開催。
- 18 原告団：事務局会議を開催。
- 19 日本原燃：再処理工場で 2 日に高レベル放射性廃液貯槽が一時冷却できなくなった問題で、工事で出入りしていた協力会社の作業員が 2 系列ある冷却水設備の仕切弁を誤認し、本来は開けたままにしておくバルブを閉めたのが原因と推測されるとの調査結果を明らかにした。
- 22 原子力規制委員会：福島第一原発の処理水（トリチウム等汚染水）海洋放出計画の安全性に問題はないとして計画を認可。これに対し、漁業者らは風評被害懸念を表明。
- 24 鹿児島県の桜島で爆発的噴火が発生（午後 8 時 15 分頃）：大きな噴石が火口の東方向約 2.5 km まで飛散。気象庁は噴火警戒レベルを 3「入山規制」から最高レベルの 5「避難」に引き上げた。
- 27 原子力発電環境整備機構（NUMO）：青森市で対話型全国説明会を開催。
- 28 日本原燃：再処理工場の完工に向け、追加の安全対策工事に必要な詳細設計の「設計・工事計画の認可（設工認）」について、申請内容を一部修正、追加する補正書を原子力規制委員会に提出した。対応の不備もあり、原燃は補正提出を 1 年近くにわたって先送りしてきた。
- 29 日本原燃の増田尚宏社長：再処理工場の完成時期を、2022 年度上半期から、今後の見通しについて検討するとした。今後延期を決定すれば、2020 年 8 月に続き 26 回目。
- 29 日本原燃：ウラン濃縮工場の再開 9 月予定を、運転開始時期については 23 年 9 月に変更と。
30. 第 14 回大 MAGROCK 開催。
- 31 第 14 回大間原発反対現地集会開催。県内外から約 200 名が結集し、終了後町内をデモ行進。
- 8 1 原告団：弁護団会議を開催。
- 2 福島県と大熊、双葉両町：福島第一原発処理水の放出設備の本体工事を了解。
- 4 東京電力：福島第一原発処理水の海洋放出に向け、海底トンネル掘削開始。
- 7 原告団：事務局会議を開催。終了後街頭宣伝と署名集め（八戸市）。
- 12 原告団：高レベル放射性廃液の冷却不能問題検討会。
- 16 原告団：六ヶ所断層検討会。
- 16 リサイクル燃料貯蔵（RFS）：むつ市に建設中の使用済燃料中間貯蔵施設の安全対策工事に必要な「設計・工事計画の変更認可」（設工認）について、原子力規制委員会から認可を受けたと発表した。RFS が 2 回に分けて申請していた設工認は、今回で全て認可された。
- 21 原告団：事務局会議を開催。終了後街頭宣伝と署名集め（八戸市）。



お知らせ

- ◆ **核燃裁判** 10月7日(金) 14:00~青森地裁
裁判終了後 当日の裁判内容についての報告、意見交換会を開催しています。
ぜひ、裁判の傍聴、報告会に参加してみてください。
- ◆ **映画「核の大地」上映会** 9月4日(日) 14:00~八戸市総合福祉会館
- ◆ **原告団総会** 9月17日(土) 13:30~ オンライン開催になります。
Zoomアドレス (10分前に入れます。)
<https://us02web.zoom.us/j/85673196053?pwd=L3MrS0ttWG1zZFp0VWorR0VVSjladz09>
ミーティングID: 856 7319 6053 / パスコード: 054470
原告・支援者みなさまの参加をよろしくお祈りします。
- ◆ 「六ヶ所再処理工場をすぐ廃めなければならない理由」パンフ作成しました。
36ページに亘る資料集です。希望の方は事務局まで連絡下さい。

カンパを戴いた方々です(敬称略)。ありがとうございました。

中村光一、高島武雄、坂田勝幸、石田英子、佐藤弓子、横山 倅、酒井幸子、高森修子、三浦育夫、藤森勝彦、大石悦司、北村哲男、中畑範彦、赤沢美恵子、野坂幸司、田中榮、西井紀代子、小田切豊、西谷秀明、桐谷敏弘、建部玲子、中嶋哲演、本間義悦、寺尾光身、松島恵美子、小池光一、菱川慧昭、三上弘之、高橋純子、長谷川清純、村畑勝千代、山浦元、米村釧、米村栄子、曾我日出夫、高松恵子、川尻ひろし、梶谷和栄、高木裕、泉迪子、佐原若子、宮内尚、種市信雄、宮澤文明、工藤祐一、矢田寛子、小形健治、西田壽子、澤田秀一、中村幸夫、山田隆一、西尾美和子、糸永眞吾、葛西洋子、渡辺つたえ、匿名希望の方々

編集後記

毎年8月6日の広島原爆投下の日に、数人でスタンディング、チラシ配布行動を続けている。

今年は、いつもと違うことを感じた。それは中学生、高校生に、「沖縄の7歳のおんなの子が書いた詩読んでみて」と声を掛けチラシを渡す。「今日は何の日か知っている」と問いかけると「広島原爆」と応えてくれた。知っていることにまずはホットし、いつもならそこで終わるのだが、「戦争に行きたくないよね」と言うと、子どもたちから一言二言がかえってくる。以前はほとんど無視されるのだが・・・ウクライナのことがあり、少なからず、戦争のことを身近に感じ、不安もあるのだろうと思う。

広島での平和教育の一環で行われた、外交官に広島での原爆投下の事を英語で話すという体験をした中学生が、「広島原爆のことはいろいろ知っているつもりだ。そして、一人の人に説明したり、話をするということで、自分のこととして考えられるようになった」と感想を述べていた。彼は、これからも広島のことを伝えていくと。

私も、若者や子どもたちにどう伝えることができるか分からないが、声をかけ、おしゃべりしようと思う。

伊藤和子

夏期カンパのお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に夏期カンパの振込用紙を同封しました。よろしくお祈りします。

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9
浅石法律事務所内
TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座(ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号: 02300-9-37486

口座名: 『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番): 二三九(239)

預金種目: 当座

口座番号: 0037486

6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://lmangenkoku.org/>